

○福島県森林環境税条例

平成十七年三月二十五日

福島県条例第三号

改正 平成一七年七月一二日条例第七四号

平成二〇年四月三〇日条例第五五号

平成二二年一二月一七日条例第六七号

平成二七年一二月二八日条例第一〇七号

令和二年一二月二二日条例第六一号

(一部未施行)

福島県森林環境税条例

(趣旨)

第一条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から令和七年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十八条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(平二二条例六七・平二七条例一〇七・令二条例六一・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「福島県森林環境税条例（平成十七年福島県条例第三号）第三条第一項」とする。

(平二〇条例五五・平二二条例六七・平二七条例一〇七・令二条例六一・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平一七条例七四・旧附則・一部改正)

2 平成十八年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（日本国内に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十八条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第七十二号）附則第二条第二項」と、「同条に定める額に千円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十八条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例七四・追加)

3 平成十九年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（日本国内に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十八条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第七十二号）附則第二条第三項」と、「同条に定める額に千円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十八条に定める額に六百円」とする。

(平一七条例七四・追加)

附 則（平成一七年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年条例第六七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一〇七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第六一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「各連結事業年度」を「各通算親法人事業年度」に、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。